

平成31年度 青森市保育料表【青森・浪岡共通】

【教育標準時間保育料（1号認定：幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合）】

▼国基準額 単位：円

階層	月額
1	0
2	3,000
3	10,100
4	20,500
5	25,700

※青森市は国基準額を基本に独自で軽減し、子育てしやすい環境としています。

※1 父母等の税額の合計

4～8月の保育料を算定する場合（市民税）H30年度の合計金額
9～3月の保育料を算定する場合（市民税）H31年度の合計金額

▼市基準額 単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	月額
1	生活保護受給世帯等	0
2	市民税所得割非課税世帯	3,000
3	市民税所得割 77,100円以下	10,100
4	市民税所得割 77,101円～211,200円	19,500
5	市民税所得割 211,201円以上	24,800

▽ひとり親、障がい者等の世帯軽減適用

▼市基準額 単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	月額
21	市民税非課税世帯	0
31	市民税所得割 77,100円以下	3,000

【保育標準時間・保育短時間保育料（2・3号認定：保育園、認定こども園で保育を利用する場合）】

▼国基準額 単位：円

階層	3歳未満児		3歳以上児	
	標準	短時間	標準	短時間
1	0	0	0	0
2	9,000	9,000	6,000	6,000
3	19,500	19,300	16,500	16,300
4	30,000	29,600	27,000	26,600
5	44,500	43,900	41,500	40,900
6	61,000	60,100	58,000	57,100
7	80,000	78,800	77,000	75,800
8	104,000	102,400	101,000	99,400

※青森市は国基準額を基本に独自で軽減し、子育てしやすい環境としています。

※1 父母等の税額の合計

4～8月の保育料を算定する場合（市民税）H30年度の合計金額
9～3月の保育料を算定する場合（市民税）H31年度の合計金額

▼市基準額 単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
A	生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	7,740	7,600	6,000	5,890	6,000	5,890
C 1	市民税均等割のみ課税	15,500	15,230	12,500	12,280	12,500	12,280
C 2	市民税所得割 24,300円未満	17,500	17,200	14,500	14,250	14,500	14,250
C 3	市民税所得割 24,300円～48,599円	17,500	17,200	16,500	16,210	16,500	16,210
D 1	市民税所得割 48,600円～53,499円	21,250	20,880	18,250	17,930	18,250	17,930
D 2	市民税所得割 53,500円～57,099円	23,000	22,600	20,000	19,660	20,000	19,660
D 3-1	市民税所得割 57,100円～57,699円	24,750	24,320	21,750	21,380	21,750	21,380
D 3-2	市民税所得割 57,700円～64,399円	24,750	24,320	21,750	21,380	21,750	21,380
D 4	市民税所得割 64,400円～66,799円	24,750	24,320	21,750	21,380	21,750	21,380
D 5	市民税所得割 66,800円～77,699円	26,500	26,040	23,500	23,100	23,500	23,100
D 6	市民税所得割 77,700円～78,899円	28,250	27,760	25,250	24,820	25,250	24,820
D 7	市民税所得割 78,900円～87,399円	28,250	27,760	25,250	24,820	25,250	24,820
D 8	市民税所得割 87,400円～96,999円	28,250	27,760	27,000	26,540	27,000	26,540
D 9	市民税所得割 97,000円～108,499円	35,000	34,400	34,350	33,760	28,090	27,610
D 10	市民税所得割 108,500円～123,299円	35,800	35,190	34,350	33,760	28,090	27,610
D 11	市民税所得割 123,300円～136,999円	38,700	38,040	34,350	33,760	28,090	27,610
D 12	市民税所得割 137,000円～144,999円	41,600	40,890	34,350	33,760	28,090	27,610
D 13	市民税所得割 145,000円～151,899円	41,600	40,890	34,350	33,760	28,090	27,610
D 14	市民税所得割 151,900円～168,999円	41,600	40,890	34,350	33,760	28,090	27,610
D 15	市民税所得割 169,000円～190,299円	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610
D 16	市民税所得割 190,300円～300,999円	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610
D 17-1	市民税所得割 301,000円～396,999円	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610
D 17-2	市民税所得割 397,000円以上	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610

▽ひとり親、障がい者等の世帯軽減適用

▼市基準額 単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
B 0	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 11	市民税均等割のみ課税	4,920	4,830	3,000	2,940	3,000	2,940
C 21	市民税所得割 24,300円未満	5,600	5,500	3,440	3,380	3,440	3,380
C 31	市民税所得割 24,300円～48,599円	5,600	5,500	3,950	3,880	3,950	3,880
D 41	市民税所得割 48,600円～53,499円	7,210	7,080	4,650	4,570	4,650	4,570
D 51	市民税所得割 53,500円～57,099円	7,810	7,670	5,100	5,010	5,100	5,010
D 61	市民税所得割 57,100円～64,399円	8,400	8,250	5,550	5,450	5,550	5,450
D 71	市民税所得割 64,400円～66,799円	8,400	8,250	5,550	5,450	5,550	5,450
D 81	市民税所得割 66,800円～77,100円	9,000	8,840	6,000	5,890	6,000	5,890

【保育料の軽減について】

○多子軽減(階層1～3、2 1、3 1、B～D 3-1、C 1 1～D 8 1の世帯が対象)

区分	多子世帯	ひとり親、障がい者等の世帯
第1子	100%	100%
第2子	50%	0%
第3子	0%	0%

※階層2及び階層Bの多子世帯の第2子は0%になります。

○同時入所軽減

お子さんが、保育所や幼稚園、認定こども園等に2人以上入所している場合、左記保育料に次の割合をかけた保育料となります。（教育標準時間の保育料は、小学校3年生までが対象）

区分	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間
2人同時入所の場合	1人目	100%
	2人目	70%
3人同時入所の場合	1人目	100%
	2人目	50%
	3人目	35%
4人以上同時入所の場合	1人目	100%
	2人目	50%
	3人目以降	0%

○第3子軽減

多子軽減の対象とならない世帯で、入所している児童が、扶養している第3子以降の場合に保育料が軽減されます。

○みなし寡婦（夫）控除

配偶者と死別・離別などした人が受けられる市民税の「寡婦（夫）控除」を未婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし、各制度の運用を行ういゆる「みなし寡婦（夫）控除」を、平成26年4月より適用しています。このことにより、婚姻歴がなくても婚姻歴のあるひとり親と同様に、保育料の基準となる税額・所得金額等が寡婦（夫）控除の適用を受けて、算定され保育料が軽減される場合があります。

※1 左記に記載する税額は、原則として保護者（父母）の合計額です。ただし、家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。

※2 保育料算定の根拠となる市町村民税額については、次の控除等は適用されません。

配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除、既存住宅の特定の改修工事をした場合の特別控除、認定長期優良住宅を新築した場合の特別控除、電子証明書等特別控除、一部寄付金控除

※3 保育料は、平成31年4月1日現在の子どもの年齢によって決定します。